

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鶴ヶ島市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

高倉地域

### (1) 現況

本地域は、平坦な畑地が広がる地帯であり、畑地のほぼ中央に飯盛川が流れ、屋敷林や市民の森の樹林地などによる農村景観が残されている。農村景観を守るために、道路、水路などの農業用施設の維持、機能の保持が必要となっている。

栽培される農産物は、露地野菜を中心とした農業形態が大半を占め、一部飼料用トウモロコシの生産も行われているが、農業者の高齢化と離農が進み、担い手不足が深刻な問題となってきている。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の維持活動を計画的に実施し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	高倉区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。